
令和5年 第126回（定例）新温泉町議会会議録（第5日）

令和5年9月29日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和5年9月29日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 令和4年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第3 認定第2号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第4 認定第3号 令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第5 認定第4号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第6 認定第5号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第7 認定第6号 令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第8 認定第7号 令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第9 認定第8号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第10 認定第9号 令和4年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第11 認定第10号 令和4年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第12 認定第11号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第13 議案第107号 町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 請願第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める請願書（民生教育常任委員長報告）
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 令和4年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第3 認定第2号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第4 認定第3号 令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第5 認定第4号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第6 認定第5号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第7 認定第6号 令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第8 認定第7号 令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第9 認定第8号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第10 認定第9号 令和4年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第11 認定第10号 令和4年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第12 認定第11号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第13 議案第107号 町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 請願第5号 物価上昇に見合う高齢基礎年金の改善を求める請願書（民生教育常任委員長報告）
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	岡坂遼太君	4番	澤田俊之君
5番	米田雅代君	6番	森田善幸君

7番 浜田直子君	8番 河越忠志君
9番 重本静男君	10番 竹内敬一郎君
11番 岩本修作君	12番 池田宜広君
13番 中井勝君	14番 中井次郎君
15番 小林俊之君	16番 宮本泰男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	島木正和君	書記	中家亨君
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	西澤要君
牧場公園園長	嶋津悟君	総務課長	中井勇人君
企画課長	水田賢治君	税務課長	山本幸治君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	朝野繁君
商工観光課長	福井崇弘君	農林水産課副課長	松本晃君
建設課長	松井豊茂君	上下水道課長	谷岡文彦君
浜坂病院事務長	宇野喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	松岡宏典君
会計管理者	谷渕朝子君	こども教育課長	吉田博和君
生涯教育課長	西脇一行君	調整担当	森田忠浩君
代表監査委員	島田信夫君		

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第126回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たりまして、議員各位には御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、令和4年度一般会計及び特別会計、公営企業会計の決算認定を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜りまして適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、第126回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

議長から報告いたします。

9月19日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として常任委員会が開かれておりますので、その状況を委員長から報告をお願いいたします。

初めに、議会運営委員会が9月19日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

開会日時は、9月19日でございます。

協議事項に入ります。第126回新温泉町議会定例会提出議案、議事運営についてであります。町長の提出、追加議案について報告がございました。

次に、閉会中の継続調査の申出についてであります。3点にわたって申出をすることを決定いたしました。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございました。

次に、総務産建常任委員会が9月27日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

9月27日開催、建設課、総務課の所管事務調査を行いました。

建設課は、協議事項1件です。町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結については、新たに発生したひび割れを補修した後に補強工事が必要なため、炭素繊維シート設置工事を追加するものであります。同一会期中に工事の内容は違いますが、同じ議案が2回出されたことについて質疑がありました。今回と同じ例はほかにあるのかとの質疑に対し、同じ事例はあるとの答弁でした。また、2回に分けることで工期は3週間短縮するとのことでした。追加工事の工期は11月末日予定で、12月1日から通行可能となります。全体の工期完成は12月末日の予定とのことでした。

採決の結果、賛成5名、反対1名、賛成多数で委員会として了承いたしました。

総務課は、協議事項1件です。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、説明を受けました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

- 議長（宮本 泰男君） 総務産建常任委員会委員長の報告は終わりました。
委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮本 泰男君） これで質疑を終わります。
竹内委員長、ありがとうございました。
以上で諸報告を終わります。

日程第 2 認定第 1 号

- 議長（宮本 泰男君） 日程第 2、認定第 1 号、令和 4 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
本案については、決算特別委員会委員長の報告を求めます。
中村茂委員長、お願いします。

- 決算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました認定第 1 号、令和 4 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、9 月 21 日、25 日、26 日及び 27 日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の過程につきましては、15 名で構成する委員会でありますので、詳細については省略し、審査結果のみ報告いたします。

認定第 1 号、令和 4 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告とさせていただきます。

- 議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。
審査報告に対する質疑は、議長を除く 15 名の議員で構成される委員会でありますので、省略いたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に対して反対者の発言を許します。

8 番、河越忠志君。

- 議員（8 番 河越 忠志君） 改めまして、おはようございます。

決算認定に反対の立場で討論をさせていただきます。

決算認定は、当該年度の行政運営の適否を判断するもの。それは今後の予算編成や執行に当たっての指針になるものだと考えています。議会は予算編成に当たって大きな役割を担うことはできません。極端な場合を除き、一部を減額修正することはできても、ほぼ賛成する選択肢しかないのが現状だと思います。

ある議員経験者の方がおっしゃっておられました。こども園を早く進めなさい、それ

以外はちゃんと進んでいると思うからと。私は愕然としました。こども園は氷山の一角だと私は考えています。私たちの発信がまだまだ足りていないことを実感しました。高望みをしているのかもしれませんが。しかし、今の予算や執行が策を尽くしているとは思えません。この町を元気にしているとは思えません。

行政指標がいいことについて、同僚議員が、公共施設の維持管理等ができていないことにはならないのかと質疑され、即刻、総務課長が答弁されました。私は、またも愕然としました。町に元気がなくなったとの町の方からの声に、私は、これでいいんだとは言えません。昨年までは小さなことを取り上げて反対もしてきました。公共調達についても改善はできます。ただ、まだまだ課題の認識を深めていただく必要があると思っています。

浜坂高校の支援、浜坂中心市街地の活性化問題、日本遺産の活用、農業遺産の活用など、課題は山積みだと思っています。まだまだできることはたくさんあると思います。横並びを指標にすることは、横からも遅れていることだと思います。町当局に課題解決に向けた意識を少しでも変えていただかなければ、議会の役目を果たせたとはいえないと考えています。お一人でも多く発信に加わっていただけることを期待し、討論を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。賛成者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、14名であります。よって、令和4年度新温泉町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前9時14分休憩

午前9時15分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、令和4年度新温泉町特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の認定については、一括上程し、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 3 認定第 2 号 から 日程第 1 2 認定第 1 1 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 3、認定第 2 号、令和 4 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、認定第 3 号、令和 4 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、認定第 4 号、令和 4 年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 5 号、令和 4 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 6 号、令和 4 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 7 号、令和 4 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 8 号、令和 4 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第 1 0、認定第 9 号、令和 4 年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第 1 1、認定第 1 0 号、令和 4 年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第 1 2、認定第 1 1 号、令和 4 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村茂決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、決算特別委員会の報告を行います。

当委員会に付託されました認定第 2 号、令和 4 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 1 1 号、令和 4 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの 1 0 会計につきましては、9 月 2 7 日の委員会において審査を行いました。

審査の過程につきましては、1 5 名で構成する委員会でありますので、詳細については省略し、審査結果のみ報告いたします。

審査結果であります。認定第 2 号、令和 4 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、令和 4 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、令和 4 年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、令和 4 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、令和 4 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号、令和 4 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 8 号、令和 4 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、認定第 9 号、令和 4 年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、認定第 1 0 号、令和 4 年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第 1 1 号、令和 4 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についての 6 会計及び 4 公営企業会計につきましては、採決の結果、全会一致で認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対して、質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので省略いたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

認定第2号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第3号、令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第4号、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第5号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第6号、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出の決算については、認定することに決定しました。

認定第7号、令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第8号、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第9号、令和4年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第10号、令和4年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町下水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第11号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算については、認定することに決定しました。

日程第13 議案第107号

- 議長（宮本 泰男君） 日程第13、議案第107号、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

- 建設課長（松井 豊茂君） 議案第107号、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事請負変更契約の締結について説明をさせていただきます。

本契約案件につきましては、今月6日の本会議で議決をいただき、ひび割れ補修工事を進めてまいりました。ひび割れ補修が終わり、引き続いて補強のための工事を行う必要があり、変更契約を行う必要が生じたので、御提案申し上げ、議決を求めるところでございます。

説明の都合上、審議資料30ページをお開きください。このたび御提案申し上げる変更契約の内容でございます。

1の変更理由でございます。本工事施工の途中で床版下面に発生した新たなひび割れを補修した後に、補強工事を行う必要が生じたことから、炭素繊維シート設置工を追加する。

この内容につきまして説明をさせていただきます。

新市橋に発生したひび割れについては、ひび割れ注入工により隙間を塞ぐ作業が完了しましたが、橋が完成してから50年が経過しており、当時と比べ、床版の強度が低下していると思われ、ひび割れの補修だけで終わることは好ましくないと考えられるため、補強を行う必要があります。補強の工法として、炭素繊維シートを床版の下の面に設置する工法を適用します。

審議資料の33ページをお開き願います。炭素繊維シートの特徴、施工手順、施工実績についての資料となります。資料中、カーボン繊維シートという名前で記載しているものは、炭素繊維シートのことでございます。

炭素繊維シートは材料特性ですが、鉄と比較して、比重は約4分の1と軽く、引っ張り強さは約10倍あり、紫外線や塩害に対して高い耐久性を有しております。施工性においては、資材が軽量であるため、重機を使用せずに、人力による施工が可能であり、狭い空間における施工にも優れております。

炭素繊維シート工法は、接着剤を用いてコンクリート構造物の表面に炭素繊維シートを貼り付け、強化プラスチック化することで曲げ耐力、剪断耐力、疲労寿命を向上させるとともに、ひび割れの抑制にも効果があります。

資料の中段右側の接着凡例図が施工断面図となります。下地処理工の矢印の上の部分がコンクリート床版でございます。

施工手順でございますが、まず、下地処理です。床版の下の面のコンクリート表面ができるだけ平たんになるように突起部分を削り、汚れを除去します。次に、プライマー塗布ですが、コンクリートの表面に塗る樹脂で、コンクリートに浸透し、表面を強化するとともに、コンクリートと炭素繊維シートとの接着性を向上させる機能があります。次に、プライマー塗布後のコンクリート表面の軽微な凹凸や段差にエポキシ樹脂系パテ材を塗布し、滑らかにする、なだらかにする不陸修正工を行います。次に、コンクリート表面に接着剤を下塗りし、炭素繊維シートを貼り付けます。貼り付けた炭素繊維シートの表面に、さらに接着剤を上塗りしたところで1層分の工程完了となります。引き続いて2層目のシート貼りを同様の手順で行い、最後に仕上げの塗装を行います。

資料の下段には、兵庫県内の施工実績の一部を掲載しておりますので、御清覧願います。

審議資料31ページをお開きください。このたび追加する炭素繊維シート設置工は、図の中の工事名の上に網かけをして、「【追加】炭素繊維シート設置工」と表記している部分でございます。

審議資料30ページに戻っていただきまして、2の変更内容は、追加工事として炭素繊維シート設置工550.32平方メートルです。

3、変更金額は、変更前請負額1億6,762万1,300円、変更額2,403万7,200円の増で、変更後請負額は1億9,165万8,500円でございます。

議案第107号のページをお開き願います。議決事項としまして、契約の目的、町道二日市古市線新市橋上部工修繕工事。契約の方法、随意契約。契約の金額、2,403万7,200円増、全体額1億9,165万8,500円。契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋351番地の9、日興建設株式会社、代表取締役、済木昭光でございます。仮契約につきましては、9月20日に締結しております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 審議資料の中の「新市橋補修概要橋梁一般図（変更）」

というのは、これは普通で言う設計図のことになるのでしょうか。であるなら、設計図であるなら、その予算措置といいますか、それは幾らかかって、それでどこの部分で充てたのかということと、それから、管理者、この工事に対しての管理者はどうなるのか。前回の一番最初の工事のときは、設計者と管理者は別で、管理者は行政のほうにされたということでしたが、それは引き続き、この工事に関しても管理者は行政ということになるのでしょうか。

それと、新たなひび割れを補修した後に補強工事を行う必要が生じたことからということがありますが、その補強工事をしなければならないという、なぜしなければならないのか、その根拠としては何なのか。必要があると判断した根拠をお聞きしたいと思います。

それとともに、この炭素繊維シート、それと関連するのですが、炭素繊維シート設置工を選択された、いろんな工法を考えないといけないので、それを決めるための、待っていたらひび割れ、工事がずっと後になるので、短縮するためにひび割れ工事をするということで前回納得をさせていただきましたけども、じゃあ3週間かかって工法を決められて、この炭素繊維シートを選択をされたと思うんですが、当然、この設計図を描かれた方が、これがいいよということで、この設計図になったと思うんですが、そういったところの、なぜこれを選ばれたのかということが、ここからのあれでは伝わってこないという部分があると思うんですが、そのところをお聞きしたいです。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） まず、1点目の、どこに今回、予算を充てたかという内容でございますけれども、この橋梁一般図を御覧いただきまして、少し見にくいんですが、「【追加】炭素繊維シート設置工」というふうに書いております部分の矢印の先、これが新市橋の床版工、この床版の下の面の部分でございます、この下の面に炭素繊維シートを貼り付けるということで、ここに予算を今回充てます。

それから、2番目の管理者でございますけれども、発注者は町でございますので、現場、設計者は町でございます。現場の代理人、監督者ということで請負工事業者ということになっております。

3点目の、なぜ補強工事が必要かということでございますけれども、今回、新たにひび割れが多数発生しております。ひび割れの目地を詰める注入工は実施をいたしました。しかしながら、また供用開始、車両が通るようになりますと荷重がかかってまいります。荷重がかかりますと、また新たにひび割れの発生が懸念されると。さらにそういったことが起きないように補強するための今回、工法ということになっております。

それから、この工法を決めた経過ということなんですけれども、ほかにも補強の工法としましては、鉄板といいますか、鋼板を接着させるような工法もございますけれども、鋼板につきましては重量、重たいということもありまして、橋への負担があるという中では、この炭素繊維シートが非常に軽量で、強度的にも期待ができると。それから、使

用実績も多数あるということで、今回の工法の適用となっております。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） すみません、ちょっと勘違いをされて、私の言い方も悪かったと思いますが、これが、一般図というものが設計図であるとしたら、当然、図面を描いていただいたら、その費用が生じるのではないかと。その費用はどこから出てるのかということと、そのかかった費用が幾らなのかということをお聞きしたつもりでした。非常に聞き方が悪くて申し訳ありませんでした。

それと、なぜこの補強工事が必要だったかというところの根拠の中で、この前、浜坂認定こども園の耐震診断のことがあったと思います。それで、耐震診断をした結果、きちっとした数値が出てきて、その数値に応じて耐震補強をする必要はないという結果が導き出されたと思いますが、今回の場合も、それであるならば、きちっとした数値、どれだけの数値が出てきて、大丈夫なのだということを言っていたかかないと、私は、すみません、町民の皆さんに対して、聞かれた場合に、きちっとした返事ができないと。何でこの追加工事が必要だったのというところの中で、いやいや、こういう数値がきちっと出てきた中で、絶対にこれはしないと安全性が確保できないから、その中でしてますというふうな形の中で、私はきちんと、町民の皆さんに聞かれたときに、これだけ延びてる工事ですので、しっかりとお答えをしたいということで、その数値、今、補強が必要であるからと言われたんですが、その補強が必要であるという根拠、数字的な根拠、そういったものはどこにあるのかということをお求めたい。

それとともに、事例として今朝出された審議資料の中で、炭素繊維シートが兵庫県内でこれだけの事例がありますよということで上げられてましたけども、この中に多分、但馬は入っていないと思います。である以上、こちらは雪が降らないところの例ばかりだったと思います。じゃあ本当に、この炭素繊維シートが但馬管内で、先ほど言われた威力といいますか、そういったものを発揮するのかどうなのか、その辺のところをお聞きしたいです。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） まず、1点目の、今回のこの図面等の作成費用でございますけれども、今、正確な数値は持っておりませんが、約80万円程度だったと記憶しております。

それから、今回、どういった数値が発生をして、それに対しての補強かということでございますが、数値に関しては、これは把握しておりません。

判断をした根拠でございますが、今回のひび割れの状況をまず確認をして、このひび割れの発生状況からしまして、このひび割れを補修した後に、補強といいますか、補修がさらに必要かどうか、ここで判断をしております、まだひび割れの発生状況が重大な、重篤な状況ではないという中で、このひび割れの補修後に、それをさらに拡大させないための補強ということで、この炭素繊維シートが適切であるというふうに判断をし

ております。

それから、但馬では事例がないというお話でございます。十分但馬の管内の事例が調べ切れてはおりません。でございますが、冬季の寒い時期に関しましても、この炭素繊維シート工法、効力は発揮するものと理解しております。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 先ほど、管理者のところで、行政と施工業者が管理するというような、ごめんなさい、ちょっと聞き違いだったら申し訳ないんですが、そのようなことを言われましたけども、施工業者がきちんと工事を進めるかどうかということを見守るといいますか、ごめんなさい、ちょっと言葉が出てこないんですが、それが管理者であるべきもので、その部分を施工業者が兼ねるということは、私はちょっとあり得ないのではないのかなと思うんですけども、まずその辺のところと、それと関連しまして、この工事、完成しましたよという形の中で、当然行政の、業者の管理者、引受側が、じゃあこの工事がきちんと設計者が意図したとおりにできてるのかどうかということ、じゃあ、どなたが判断されるんですか。行政と施工業者の両方で判断されるということなんですか、今の御返答でしたら。

そういうところと、それと、今回、2億円近いような金額で修繕をされるということは、向こう何年間かは修繕が必要がないというような認識で私はいるのですが、例えば20年であるとか30年であるとか、向こう、そのところは大丈夫だということの中で、この新たな、出された炭素繊維シートというのは新しい工法だという認識があるんですが、じゃあ、耐用年数的にしっかりと30年間なりなんなりが、この繊維シートで保てるのかどうか、そういったところはどうかでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 私の説明不足もございまして、申し訳ございません。

工事に関しましては、町の建設課が工事を発注をしまして、町の職員が監督員ということになります。請け負った業者のほうで、また現場の監督員ということで、現場施工中は業者に現場の管理をお願いしていると。現場が出来上がりますと、それを町に引き渡していただいて、検査ということで適格に設計書どおりできているかを検査をして、問題ないということであれば引き渡していただいて工事代金をお支払いするということになります。ということで、工事が適切にできているかどうかの判断は、最終的には町が判断するということになります。

それから、向こう何年間か、20年、30年大丈夫なのかという御指摘でございますけれども、炭素繊維シート自体は劣化が非常に少ないという中では、かなり長期間の効果は期待できると思っております。

それから、この炭素繊維シート工法自体は、国の土木研究所というところが設計指針等を出してございまして、既に平成の11年頃から、もう工法としてはできてきておりますので、実績はかなり全国各地にあるというふうに理解しております。

橋梁につきましては、5年置きに各橋梁、それぞれ点検をして、その時点でまた修繕が必要であると判断すれば、またその必要な修繕を行って、またさらに長寿命化していくという今の流れとなっておりますので、新市橋につきましても、また前回の点検が1年か2年前だったと思いますが、それからまた5年後に点検をして判断をするということになります。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ちょっと私、分からないので教えてほしいんですけども、新市橋は、どういった車両が通行できるような設計がされていて、当初の設計のコンクリート強度が幾らで、現在の、50年経過した中での強度がどうなっていて、クラックができたという現状について、耐力が不足している、それについては設計者も判断されている。であれば、その不足している強度はどれだけで、今回の施工によってどれだけ増すのか。

私は、このシートについては、阪神・淡路大震災のときの柱脚、橋とか、いろいろなものの柱脚について、巻き付けるということが、鉄板とかを使うよりも合理的だということが多く採用されてきたことは認識があります。それは、炭素繊維がずっと、巻き付けることによって炭素繊維だけの強度が確保できるということがあります。ところが、床版の裏に貼り付けるというのは、コンクリートの強度がなければ、表面が剥がれるようなコンクリートでは、幾ら付着しても強度が炭素繊維シートに伝達しない、そういったことがあります。つまり、今回のコンクリートの強度がしっかりと確認できてなければ、この炭素繊維シートの強度を期待できない。設計者がこれを選んで、これだけだという、例えば厚さの選択とかをされたのであれば、当然数値的なものが示されてなければ、設計したとは言えません。足りないから、ちょっと足したら、まあ足しになるねというような設計の中で2,400万円、我々が発注するということは到底ちょっと考えられないんですけど、その辺りについてのお考えをお聞かせください。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 新市橋の設計荷重でございますが、TL-14トンでございます。これが50年経過して、今の状況が、強度がどれぐらいかということでございますが、具体的な数値は分かりません。

それから、今回の炭素繊維シートをすることによって、どれぐらい強度が増すのか、これについても、数値は分かりません。

今回の炭素繊維シートを適用する経過でございますけれども、先ほどのTL-14トンという荷重、設計荷重でございます。このTL-14トンに対しての炭素繊維シートの適用につきましては、先ほどの土木研究所の設計指針の中で、高強度の炭素繊維シートをひび割れと直角方向に1枚、1層以上接着させることが適切であるというふうなことが明記されておりますので、これを基に設計業者のほうで、この工法が適切であると

いうふうに判断をして、今回は新市橋のひび割れが縦横それぞれの方向に発生しておりますので、縦方向と横方向、それぞれに炭素繊維シートを直角方向に、格子状に貼るということでの工法としております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） コンクリートの設計強度は当然分かりますし、現在の強度がどれだけであろうというのも、確認すれば分かることだと思います。設計をするのであれば、それらの数値がなければ設計できないと思いますし、幾ら5年ごとに確認するからと言いながら、もともと今回の補強で足りないような状況であれば、またすぐに何らかの支障が起こってくるという可能性があります。ということは、今回の施工自体が不適切だったという話にもなってしまいます。ましてやコンクリートがちゃんとした強度を持っていなければ、この炭素繊維シートの強度自体が期待できないという現状があります。そこについて、設計者が無頓着にこれでいいよというようにされたとしたら、私は80万円という対価はおかしいなという気がしますし、何らかの根拠は出されてると思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） コンクリートの設計基準強度につきましては、30ニュートン/平方ミリでございます。今回、この炭素繊維シートを設計業者のほうで採用することが望ましいというふうに判断した理由としましては、先ほど申し上げました、土木研究所の設計指針に基づいているということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。3回目です。

○議員（8番 河越 忠志君） 炭素繊維についての強度をここで議論しているわけではありません。それはもう既に、私も資料を寄せましたけども、ちゃんとした強度を持っていることは、もう既に実験等で確認されてますし、今お話ししたように、コンクリート強度、それと施工についても熟練した技が要ということが書かれています。その辺りについても、しっかりと発注者が確認せずに、施工者がやった後で、できたものを町が確認するというのは、それは管理できてることにはなりません。そうなってくると、いろいろな部分で、去年あった橋の修繕についても同様だったわけですが、同じことを繰り返していくということになってしまいます。コンクリートの強度が確認できない状況の中で補強設計ができるというふうに私は考えられないんですけども、設計者は、その辺りについてどんなふうに判断されて、この補強というものを、補強という設計について受託されて、報告書はどんな報告書を出されているのか、その辺りについて確認いただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 新市橋の橋梁点検の中で、コンクリート部分についての劣化は非常に少ないというふうなことで、コンクリートの強度は、一定の強度はあるという判断の中で、設計者のほうでこの炭素繊維シートを適用して、今回の炭素繊維シート、

補強ということもありますが、新たなひび割れの発生を抑制するためにこれを適用しております。炭素繊維シートを床版の下に貼り付けるわけですが、特殊な専用の接着剤等を用いて、炭素繊維シートが床版と一体化して効果を発揮するというところで、この工法の適用については、専門家である設計業者の判断を我々も参考として、していくという中では、今回の適用で適切であるというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 私も、シート自体のことでの質問ではないんですけども、シートの使い方だとか、どう確認するのかというところについて質問したいと思います。

実績が兵庫県内だけだから見えないのかもしれないんですけども、工事の概要のところを見ると、橋脚の利用のほうが多くて、床版に貼り付けるだけみたいな形のものというのがいまち分からないんですけども、道路なんかだとそういうふうな形で使用してるのかもしれないんですけども、橋とは使い方が違うのかなというふうに思うんですけども、その辺りはどのように理解されているのでしょうか。

また、工事施工、設計した者が、確認が町がされるわけなんですけども、数値等を施工前、施工後で比較をしない、不明ということですのでしないことになるんですけども、その確認については、ああ、貼ってありますねという確認だけで済むというふうなことになるのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 橋脚につきましては、今回、特に修繕等、それから補強等は行わないということでございますけれども、点検の中で橋脚についての補修は必要ないという中で、上部工の今回、床版についての修繕補修が必要であるということでございまして、それが、ひび割れが床版の下の面に発生しているということでございますので、これはやはり荷重が長年かかってきた結果、ひび割れが発生しているということが考えられますので、その補強のための今回、炭素繊維シートの適用ということでございます。

それから、強度等の確認ということでございますけれども、この工法がこういう手順にのっとって施工されれば適切な強度が確保される、効果が発揮されるということが既にこの指針の中で実証されておりますので、現場が適切に管理、施工されているという中で判断をさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） すみません、最初のほうの質問なんですけども、質問の意図としては、実績として床版に貼り付けるだけでしたらしっかりと強度が補強されるというふうな確認が取れているかというふうなところです。この兵庫県内の実績を見ると、床版に貼り付けるだけみたいな形、この下の2つに関しては補修と書いてあるんですけども、これがどういうふうな利用なのかちょっと分かりづらいので、橋の工事ですけ

れども、同様の工事なのか、参考にできるものなのかがちょっと不明というところです。

また、この工事が施工をきっちりされていれば強度が確認できるということなんですけれども、そのきっちりされているかどうかの確認というのが確認なんじゃないでしょうか。業者に任せているから、業者がきっちりやってくれているだろうというふうな確認は、それは確認なんですか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 1点目の貼り付けるだけで床版の強度の確保ができるかということで、事例にお示ししておりますそれぞれの工事の詳細な内容までは確認はしてありませんが、下のほうの2工事については、橋梁の補修工事ということで、ここでもあるいは床版にこういった、同様に炭素繊維シートを貼り付けというやり方が適用されているのかというふうに考えております。ただ、ちょっと正確なところは分かりません。申し訳ございません。

それから、業者が適切に施工管理しているかということでございますけれども、施工を着手しましたら、役場の主任監督員につきましても、それぞれの工程ごとに現場に赴きまして適切に施工されているかは確認をしておりますので、適切な施工管理の確認には努めていきたいと、それをもって適切に施工されたという判断とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対し反対者の発言を許可いたします。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 反対の立場で討論させていただきます。

まず、この工事につきましては、一番最初のひび割れが、発生を確認をしたのが6月中旬であったというお話が出ました。それから、今9月です。それで、9月の最初の段階で、まず工法が決まらないので、その前にとにかく工事を延ばしてはいけないのでひび割れを補修といいますか、させてくれということで、私は前回、いやいや、一日も早く、それは通行止めが解除されて、皆さんにお使いをいただかなくてはならないという思いの中で、前回、私は賛成をさせていただきました。

でも、よくよく考えてみて、じゃあ6月中旬の段階でひび割れが、発生が確認をされて、その間、当然このひび割れはどういうことで起こってきているのかということをしつかりと問題提起された中で話をされて、改修しなければならないという話になったと思うんですけども、その間、工法が決まらなかったということに対して非常に疑問点が湧いてきました。

それとともに、今日の話の中で、行政が数値を出さずに工事を進めるということがあ

っていいのかなのか。それを、じゃあ、私は町民の皆さんから、何でこの工事、こんなに遅れてるの、何で渡れないの、使えないのと聞かれたときに、きちっと答えができないです。行政がされる仕事である以上、きちんと、こういう補修工事が必要だ、補強工事が必要だ、そのためにはしっかりとした数値というものをを出していただかないと、これは前に進めることはできないのではないかと思います。その意味で、今回反対をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。賛成者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） そのほかに討論ありますか。反対討論ですね。
8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今回の件について、反対の立場で討論をさせていただきます。

床版にひびが入ったということは、強度が足りないということです。先ほどコンクリート強度についてお尋ねしました。コンクリート強度は劣化が少ない。では、なぜ強度が不足してひび割れが起こったのか。そこには要因があるはずです。設計者がひび割れは重篤ではないと判断されて、数値を表さずに、これでいだろうと提案されて、数値がない。それを発注者が何ら疑問なく承諾されて進められる。今、米田議員が言われたように、6月にひび割れが確認されたのであれば、当然それに対する対応についても、その時点から検討がされるはず。

私は、補強は必要だと思います。ただ、その補強は、どう、どのタイミングで、いかに効率よく、例えば先ほど鉄の鉄板を貼るという工法もあると言われました。鉄板を貼るから重たくなる。重たくなったら、当然荷重が増えることになります。それと、費用はどうだったのか。鉄板を貼って荷重が増えても、それ以上の安価な施工ができるのであれば、またそれは得るところがある。今回の場合は工期を短縮するという大きな目的があったので、その単価について、それを超えるものがあるとは思いますが、全く数値のない、言うならば根拠のないお金が支出されてしまうということになる可能性を大いに秘めていると私は思います。そういったことの中で、少しでも早く根拠を持った発注をしていただきたい、そんな思いの中で、皆様にも御一考いただきたいと、そんなつもりで討論をさせていただきました。どうぞ賢明なる御判断をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10時20分まで休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時19分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第14 諮問第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、井上諭委員が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。後任につきましては、中井孝吉氏をお願いいたしたく御提案申し上げるものであります。

中井氏は、住所は新温泉町多子325番地、昭和31年6月27日生まれ、67歳。平成29年3月まで町職員として上下水道課長、温泉総合支所長などを歴任。退職後の現在は多子地区区長として地域活動に御尽力をされております。また、新温泉町人権教育協議会委員に在籍されていたこともあり、人権意識が高いことから、委員として適任と考え、御提案するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は、議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、9番、重本静男君、10番、竹内敬一郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載をお願いします。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10番	竹内敬一郎君	11番	岩本 修作君	12番	池田 宜広君
13番	中井 勝君	14番	中井 次郎君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。重本静男君、竹内敬一郎君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成15票。

以上のおおり、賛成全員であります。よって、本件については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

.....

日程第15 請願第5号

○議長（宮本 泰男君） 日程第15、請願第5号、物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める請願書を議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 民生教育常任委員会に付託された請願を審査した結果を報告いたします。

請願第5号、物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める請願書。請願者、全日本年金者組合但馬支部、支部長、曾我一作。

令和5年第126回新温泉町議会定例会1日目、9月6日の本会議において本委員会に付託された事件です。その後、会期中における審査事件として、令和5年9月14日開催の委員会において審査を行いました。

委員会における審査経過を申し上げます。

本件は、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価の上昇に見合う老齢基礎年金の支給額の改善を行うことを求める請願である。委員会において本件の取扱いについて意見を求めたところ、高齢者世帯、独居の方などは年金だけでは苦しいのが現状であり、年金を削減すべきではない。年金の引上げと地域経済の活性化は別問題である。物価上昇対策は、政府が今後方針を示すので現時点ではふさわしくない。生活保護費は、町が直接支給しないので町財政を圧迫しないなどの意見が出されました。

審査の結果、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

委員長、どうもありがとうございました。着席してください。

これから討論に入ります。討論はありませんか。討論ありますね。

まず、本請願に対する賛成者の発言を許可します。賛成者から発言を許可します。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める請願に賛成の立場から討論をいたします。

ガソリンや食品の高騰、猛暑による電気代の増加など、必要な生活費が激増しています。しかし、年金は物価高騰に追いつかず、厳しい生活を強いられています。物価高騰に合う老齢基礎年金の引上げを求めます。

老齢基礎年金が引き上がると、厚生年金等の底上げにもなるわけであります。そのため財源は、令和2年9月末で402兆2,000億円の年金資産がございます。その一部を取り崩せば十分対応はできるわけであります。年金額の引上げは中高年や若者の将来不安を解消します。地域経済にも活力を与えてところであります。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本請願に対する反対者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論を終わります。

これから、物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立少数、4名であります。よって、この請願は、不採択とすることに決定しました。

日程第16 議員派遣について

○議長（宮本 泰男君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました3件に派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（宮本 泰男君） 日程第17、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申出がされておりますので、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定しました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉

会することに決定いたします。

第126回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る9月6日の開会以来、本日まで、行政に当面する重要な課題及び令和4年度決算認定などを審議してまいりました。

審議に当たりましては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものであります。その御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げる次第です。

特に今回提案されました令和4年度決算認定につきましては、決算特別委員会に付託をしまして、4日間にわたり審査をお願いいたしました。この間、中村茂決算特別委員長並びに岩本修作副委員長におかれましては、大変な御労苦を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部の皆様におかれまして、誠意を尽くしていただきまして説明をいただき、深く敬意を表します。議会審議の過程での意見、特に決算審査において表明された意見を十分に尊重されまして、今後の町政運営に反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のために御努力を賜りますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 9月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重な御審議の結果の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、鋭意御精励を賜り、終始精力的に御審議を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げる次第であります。

決算特別委員会、補正予算、さらには一般質問等で賜りました御意見、御提案を今後の行政運営に反映すべく努力いたしたいと存じます。

終わりに、議員各位におかれましては、秋冷のみぎり、御自愛いただきまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会に際しましてのお礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（宮本 泰男君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第126回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時41分閉会
